

# 検査判断フロー

コープさっぽろで  
新規に取り扱う全商品  
以下「新規取扱商品」と記載します

## 理化学検査

以下に該当する場合、該当の  
理化学検査を行います

- 原料の50%以上に中国産の農産物を使用する加工品  
**残留農薬検査**
- 海外産のはちみつ  
**残留動物用医薬品検査・産地証明書**  
(国産のはちみつに関しては検査の必要はございませんが、**産地証明書のご提出をお願い致します**)
- ソルビン酸、亜硝酸、安息香酸を使用している加工品  
**添加物検査(該当項目)**

検査サンプル必要量	
通常の微生物検査	100g
リステリア・クロストリジウムの検査	150g
理化学検査(発色剤・保存料)	100g
残留農薬・残留動物用医薬品	200g
水分活性	100g

サンプル必要量は、検査項目によって加算してください。

お問い合わせ・検査サンプル送付先

生活協同組合コープさっぽろ 品質管理室  
受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～18:00  
【住所】〒063-8501  
北海道札幌市西区発寒11条5-10-1  
【TEL】011-671-5927 【FAX】011-668-2418  
【E-MAIL】csap.kensa@sapporo.coop

## 微生物検査

全ての冷凍・冷蔵品と乾燥食肉製品について  
**微生物検査**を行います  
2019年度から乾燥食肉製品(3B)に  
水分活性の検査が追加されています。

① 以下に該当する項目はありますか？(食品衛生法に成分規格がある食品)

		商品例	番号	
清涼飲料水		サイダー、果実飲料、野菜ジュース、豆乳	60B	
氷雪		アイスクリーム	1B	
氷菓		かき氷	2B	
食肉製品	乾燥食肉製品	ビーフジャーキー、サラミソーセージ	3B	
	非加熱食肉製品	ラックスハム(生ハム)	4B	
	特定加熱食肉製品	ローストビーフ	5B	
	加熱食肉製品(包装後加熱)	ポロニアソーセージ	6B	
	加熱食肉製品(加熱後包装)	ロースハム、焼豚、テリヌ	7B	
鯨肉製品		鯨肉ベーコン等(加熱処理有り)	8B	
魚肉練り製品		魚肉ハム、かまぼこ、ちくわ	9B	
	食肉・卵加工品を含む	鶏ごぼう入りかまぼこ	10B	
ゆでだこ	冷蔵(未凍結)		11B	
	冷凍(凍結)		12B	
ゆでがに	冷蔵	飲食前未加熱	13B	
		飲食前加熱	14B	
	冷凍	飲食前加熱	15B	
生食用生鮮魚介類	冷蔵(冷凍は20Bへ)	冷蔵の刺身、すし種、むき身ホヤ	16B	
生食用かき(剥き身)			17B	
冷凍食品	無加熱摂取 冷凍食品	冷凍野菜	18B	
		食肉・卵加工品を20%以上含む	冷凍ケーキ、チキンカツ	19B
		製造時に加熱工程のない水産物を含む または生食用生鮮魚介類	冷凍まぐろ、冷凍かつお、 冷凍ムキかつ、冷凍カマクラ	20B
	加熱後摂取 冷凍食品	(凍結前加熱)	冷凍チャーハン、冷凍肉まん	21B
		(凍結前無加熱)	冷凍フライ、冷凍すりみ等	22B
		(凍結前無加熱・発酵食品含)	チーズ入り冷凍コロッケ等	23B
乳製品	クリーム		24B	
	アイスクリーム		25B	
	アイスマイルク、ラクトアイス		26B	
	ナチュラルチーズ		ソフトタイプ、セミソフトタイプ	27B
		未加熱処理品		28B
	バター、プロセスチーズ		29B	
乳飲料	コーヒー牛乳	30B		
牛乳	牛乳、ローファットミルク		31B	
	はっ酵乳・乳酸菌飲料(無脂乳固形分3%以上)	ヨーグルト	32B	
乳製品	乳酸菌飲料(無脂乳固形分3%未満)		33B	
	液卵	殺菌液卵(鶏卵)/殻付卵	58B	
	未殺菌液卵(鶏卵)		59B	

①に該当する  
項目がない場合

\*検査除外\* 以下の商品は検査対象外です  
加熱後に摂取する生鮮食品(水産物・畜産物)、  
日生協商品、コープさっぽろ内部工場・関連工場商品

新規検査につきましては、加熱後に摂取する生鮮食品は対象外となります。  
農産物である加工野菜につきましては、これまで通り検査対象となります。

例) 対象: カットサラダ、味付け肉、漬け魚、加熱後摂取の焼き鳥等  
×対象外: 生鮮品の食肉、鮮魚(加熱後摂取品/鶏むね肉業務用、  
鮭の切身(塩のみ添加等))

②

(食品衛生法に成分規格がない食品)



(1)殺菌済食品系

	商品例	番号	
ほしいも、ほし柿(殺菌済食品)	丸ほしいも、角切ほしいも、干し柿	45B	
殺菌済食品	おせち料理、和洋中華そうざい、 豆腐、佃煮、しらす干し、揚げ等	46B	
	(食肉・卵加工品を20%以上含む)	プリン、蒸し鶏、玉子焼 等	47B
	(包装後加熱殺菌)	パウチそうざい等	48B
	(包装後加熱殺菌かつ 食肉・卵加工品を20%以上含む)	卵豆腐、茶碗蒸し 等	49B
包装後殺菌(たくあん・うめ・らっきょう)		39B	

(2)加熱後摂取未殺菌食品系

水産一次加工品	塩干魚、漬魚	50B	
冷凍鮮魚介	切り身、剥き身の冷凍鮮魚介	51B	
加工用冷凍鮮魚介	切り身、剥き身以外の冷凍鮮魚介	52B	
精肉・ 内臓肉	(家禽類)	鶏肉、鴨肉等	53B
	(その他)	牛肉、豚肉、羊肉等	54B
生めん	生ラーメン、生そば	55B	
そうざい(半調理品)	冷蔵ぎょうざ、冷蔵酢豚、すりみ、つみれ	56B	
農産一次加工品	きざみごぼう等	57B	

(3)未殺菌食品系

水産加工品	もずく、魚卵製品	34B	
	(発酵食品・水産乾製品)	いかの塩辛、鮭トバ、スルメ、身欠きにしん	35B
	(スモークサーモン)		36B
	生食用鮮魚介(可食部のみ)	丸のまま販売する刺身用サケ、刺身用サマ、 生寿司、海藻サラダ	44B
未殺菌食品	サラダ	43B	
	(食肉・卵加工品を含む)	卵マカロニサラダ	37B
発酵食品	(たくあん・うめ・らっきょう)		40B
	(その他の漬物)	浅漬け、キムチ	38B
	(いずし)	いずし、納豆	41B
加工野菜・及びそれらを含むそうざい	カットフルーツ、カットサラダ	42B	

